

川西町吉島地区人・農地プラン（更新3回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

吉島地区（1006.1ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年2月24日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

102経営体

法人	1経営体
個人	99経営体
集落営農（任意組織）	2経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

18経営体→23経営体

7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：稲作と転作作物・野菜・花きの複合経営を進めている。今後は労働配分を考えた部門の組み合わせを行う。

6 次 産 業 化：町内の8割以上の紅大豆を生産する一大生産地であることから、町と連携した加工品の開発などの取組を行う。

新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるように、6次産業化を含めた販路の拡大など環境整備を整えていく。

低 コ ス ト 化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集積を図り、労働時間・経費の削減を図る。

川西町小松地区人・農地プラン（更新２回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
小松地区（402.7ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年2月24日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

25経営体

法人	1経営体
個人	24経営体
集落営農（任意組織）	0経営体

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
4経営体→5経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 複 合 化：水稲や畜産と転作大豆・野菜・花き等への複合経営を進める。また、飼料作物生産による耕畜連携や資源循環等の連携を図り経営の安定化を目指す。
 - 6次産業化：大豆や野菜、香りを持つ有用植物等を活用した加工品の取組を行う。また、こまつ市への参加や商店・JAと連携し農業収益の向上を目指す。
 - 新規就農の促進：6次産業化を含めた販路の拡大により、就農しやすい環境づくりを進める。
 - 低コスト化：農地の集約を進め、労働時間や経費の削減を図る。また、出し手農家等の協力を得ながら効率的な労働分配を進める。

川西町犬川地区人・農地プラン（更新2回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
犬川地区（574.9ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年2月24日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

72経営体

法人	2経営体
個人	70経営体
集落営農（任意組織）	0経営体

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
4経営体→5経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 生産品目の明確化(追加)：土地基盤整備と併せて、主食用水稲と野菜（キャベツ、ネギ）を中心とした地域農業を展開する。
 - 複 合 化：水稲と大豆、園芸作物等の転作作物の複合経営を進めている。今後は労働分配を考えた部門の組み合わせを行う。
 - 高 付 加 価 値 化：基盤整備を契機とした園芸作物（キャベツ）の産地化を目指す。
 - 新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるよう、基盤整備を進め農業環境の整備を図る。
 - 低 コ ス ト 化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集約を図り、労働時間・経費の削減を図る。

川西町時田地区人・農地プラン（更新1回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

時田地区（第4、第5推進地区）（231.1ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年2月24日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

11経営体→13経営体

法人	0経営体
個人	11→ <u>13</u> 経営体
集落営農（任意組織）	0経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

1経営体→2経営体

7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化：主食用米と有畜農家に供給する飼料作物等を中心に地域農業を展開していく。

複 合 化：水稲及び転作作物に加え、古くから畜産が盛んである。今後も、耕種農家と畜産農家が連携し、経営の安定化を図る。

6 次 産 業 化：こまつ市への出店やスーパーでの直売・庭先販売など、直接生産者の顔が見える販売を展開していく。

高 付 加 価 値 化：主食用米の食味検査などを実施し、安心・安全に加え高付加価値化による他地域との差別化を図る。また、特別栽培米の作付を積極的に推進する。

低 コ ス ト 化：農地の集約化を図り、労働時間の軽減を図る。併せて出し手農家の協力を得ながら集落営農を進めていく。

川西町下奥田地区人・農地プラン（更新1回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
下奥田地区（荒窪、北向、八幡原）（118.8ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年2月24日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

7経営体→9経営体

〔	法人	0→ <u>1</u> 経営体
	個人	7→ <u>8</u> 経営体
	集落営農（任意組織）	0経営体

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるがではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
9経営体→12経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 複 合 化：水稲及びそば、大豆、露地野菜を中心とした複合経営を推進する。
 - 6 次 産 業 化：既存の地域内食品加工者と連携した野菜等の加工品製造及び町6次産業拠点施設（直売所）の活用による所得向上を図る。
 - 新規就農の促進：地域内後継者（その他の農業者）の育成及び地域内での法人化又は集落営農組織化による受入体制整備と併せた新規参入者の募集等を目指す。
 - 低 コ ス ト 化：生産資材等の同一品目共同購入及び土地利用型作物のブロックローテーションの実施（大豆3年→水稲2年→大豆3年・・・）による肥料代等の削減を図る。